

December No. 91

### もくじ

「NO ハラスメント」の新しいポスターを配布(あかるい職場応援団)	2
健康保険の被保険者資格取得届等に「資格確認書発行要否のチェック欄」	3
労働時間を適正に把握し正しく賃金を支払いましょう 厚労省 改めて周知	• • • 4
「フリーランス」と「労働者」の違いを理解していますか?	• • • 5
厚生労働省が「立ち作業の負担軽減対策の取組事例」を紹介	6
《緊急コラム》年収の壁"103万円"見直しについて	7
人事労務の統計指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 8.9
日本100名城に行こう vol.6 ~根室半島チャシ跡群~	• • • 10
ゆんたくひんたく	11

#### クロウド社会保険労務士事務所

〒720-0067 広島県福山市西町二丁目 8-27 ポートビル 4F

TEL:084-983-1198 FAX:084-983-1197 e-mail:info@kuroudo-sr.com https://www.kuroudo-sr.com

### | 今月の NEWS |

## 「NO ハラスメント」の新しいポスターを配布 (あかるい職場応援団)

職場における総合的なハラスメント対策のポータルサイト「あかるい職場応援団」において、「NOハラスメント」の新しいポスターの配布申し込みが開始されています。

今回は、「あなたがつくる ハラスメントのないあかるい社会」と題したポスターとなっています [応募締め切りは令和7年2月28日: 先着1,800社(名)様]。

ハラスメント対策の重要性とポスター (あかるい職場応援団作)の活用

#### ハラスメント対策の重要性

- □ いわゆるパワハラ、セクハラ、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントが発生してしまうと、職場の雰囲気が悪くなり、生産性の低下、人材が離れるといった事態に陥ります。
- □ 最悪の場合は、訴訟や労災認定に発 展し、企業のイメージダウンにつながる といったことも考えられます。
- □ 起こってからでは遅いので、予防・ 防止が最重要です。
- □ また、法律の規制もあり、パワハラ、セクハラ、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについては、防止措置を講ずることがすべての企業に義務付けられています。



防止措置としては、事業主の方針の明確化及びその周知・啓発、相談窓口の設置・周知などが入り口で、事後の迅速な対応なども求められます。"NO ハラスメント"という方針の周知・啓発を行う意味でも、このポスターを活用してみてはいかがでしょうか?

また、このポスターには、あなたの会社のハラスメント相談窓口の案内を記載するスペースが設けられています。これを機に、相談窓口の体制などを再確認したうえで、ポスターに記載しておくとよいかもしれません。

ハラスメント対策(研修の実施など) についても、気軽にご相談ください。

# 健康保険の被保険者資格取得届等に 「資格確認書発行要否のチェック欄」

令和6年12月2日から、健康保険証の 新規発行が終了し、健康保険証を利用登録したマイナンバーカード(マイナ保険 証)で医療機関等を受診する仕組みに移 行されることになりましたが、マイナン バーカードをお持ちでない等、マイナ保 険証を利用することができない状況にある方については、保険者が発行する「資 格確認書」で受診することができます。

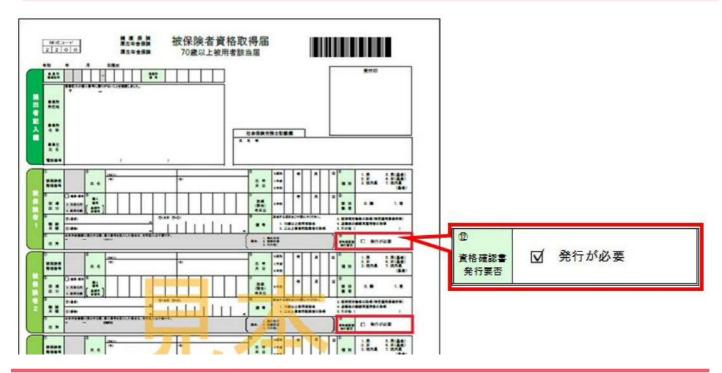
この仕組みの変更に伴い、「被保険者資格取得届」と「被扶養者(異動)届」には、資格確認書発行要否のチェック欄が設けられることになりました。その新様式を確認しておきましょう。

新たに被保険者や被扶養者になる方が 資格確認書を必要とする場合は、「被保険 者資格取得届」または「被扶養者(異動) 届」の資格確認書発行要否のチェック欄に チェックを入れて提出することになりま す。

その確認を怠らないようにしましょう。

なお、すでに被保険者、被扶養者である 方が資格確認書を必要とする場合は、別途、 保険者(全国健康保険協会又は健康保険組 合)に申請することが基本となりますが、 保険者が職権で資格確認書を交付するこ とも可能となっていますので、各保険者の 対応に従うようにしましょう。

### 例)健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届 /厚生年金保険 70歳以上被用者該当届



# 労働時間を適正に把握し正しく賃金を 支払いましょう 厚労省が改めて周知

厚生労働省から、リーフレット「労働時間を適正に把握し正しく賃金を支払いましょう」が公表されています。労働時間は毎日適正に把握し、それに基づいて賃金を計算し、支払うことが必要であるとし、労働基準法違反となる典型的な取り扱いなどが紹介されています。

### リーフレット「労働時間を適正に把握 し正しく賃金を支払いましょう」の ポイント

<このような取り扱いは、労働基準法違 反です!>

# ■勤怠管理システムの端数処理機能を使って労働時間を切り捨てている

勤怠管理システムの端数処理機能を設定し、1日の時間外労働時間のうち15分に満たない時間を一律に切り捨て(丸め処理)、その分の残業代を支払っていない。

### ●一定時間以上でしか残業申請を認めない

残業申請は、30分単位で行うよう指示しており、30分に満たない時間外労働時間については、残業として申請することを認めておらず、切り捨てた分の残業代を支払っていない。

### ●始業前の作業を労働時間と認めていない

毎朝、タイムカード打刻前に作業(制服への着替え、清掃、朝礼など)を義務付けているが、当該作業を、労働時間として取り扱っていない(始業前の労働時間の切り捨て)。

#### <ワンポイントアドバイス>

労働時間における端数処理の例外として、1か月における時間外労働、休日労働および深夜業の各々の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合に、30分未満の端数を切り捨て、それ以上を1時間に切り上げることは、常に労働者の不利となるものではなく、事務簡便を目的としたものとして認められます。

また、1日の労働時間について、一定時間に満たない時間を切り上げた上で、その分の賃金を支払うことは、問題ありません。

このリーフレットは、最近(令和6年9月に)作成されたものです。そこで紹介されているような違反事例が後を絶たないということで、周知を図っているのでしょう。その内容は、基本的なものといえますが、今一度確認しておきたいところです。リーフレットをご覧になりたい場合は、お声掛けください。その内容に沿ったアドバイスなどもさせていただきます。

# 「フリーランス」と「労働者」の違いを理解していますか?

令和6年11月1日から「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律 (令和5年法律第25号。以下「フリーランス・事業者間取引適正化等法」)」が施行されたことにより、「フリーランス」と「労働者」の判断の重要性が改めて問われています。

仕事の条件等について、「フリーランス・事業者間取引 適正化等法」が適用され、「労働者」には 「労働基準法」が適用されることになり ますので、どちらの適用となるのか、明 確にしておく必要があるということで す。

### 「フリーランス」と「労働者」の 違いのポイント

(労働者性の判断基準が重要に!)

□ 「フリーランス」とは、業務委託 (請負契約又は委任契約・準委任契約) により、仕事の依頼を受けた個人(法人 化した者も含む)のことをいいます。

注. フリーランスとして働く方の中には、実態として労働基準法上の「労働者」に該当する働き方をしているにもかかわらず、名目上は自営業者として扱われ、労働基準法等に基づく保護が受けられていないといった問題が指摘されています。

□ 「労働者」とは、労働基準法では、 「事業又は事務所に使用される者で、賃 金を支払われる者をいう」と規定されて います(同法第9条)。

実務上、「労働者」に当たるかどうかは、次の2つの基準で判断されます。

その1 労働が他人の指揮監督下において行われているかどうか、すなわち、他人に従属して労務を提供しているかどうか。

その2 報酬が、「指揮監督下における 労働」の対価として支払われているかど うか。

→具体的には、「労働者性の判断基準」 に基づき、実態をもとに総合的に判断されます。

厚生労働省では、労働者性に疑義がある方の相談窓口を労基署に設置する、労働者性の判断基準の理解を促すため、新たに、近時の代表的な裁判例を取りまとめた参考資料集を作成・公表するといった取り組みを通じて、フリーランスとして契約しながら実態は労働者となっています。

監視の目が厳しくなっていますので、 フリーランスに業務委託をしているよう な場合は、改めて、労働者性の判断を行 うようにしましょう。

不明な点があれば、気軽にお声掛けください。参考資料集などに沿ってアドバイスさせていただきます。

# 厚生労働省が「立ち作業の負担軽減対策の 取組事例」を紹介

令和6年10月下旬、厚生労働省は、労 働安全衛生の観点から、立ち作業の負担 軽減対策として実際に行われている企業 の取組事例を取りまとめ、公表しまし た。

労働安全衛生規則第615条では、「事業 者は、持続的立業に従事する労働者が就 業中しばしばすわることのできる機会の あるときは、当該労働者が利用すること のできるいすを備えなければならない」 と規定しており、同省は、今回紹介した

取組事例を参考に、長時間の立ち作業を改 善するなど、健康に働ける職場づくりに努 めるように呼びかけています。

以下で、その一例を紹介します。

今のところ、小売業・警備業の事例がい くつか紹介されています(今後、増えると 思われます)。

下記の事例を含め、厚生労働省が紹介し ている取組事例をみてみたいと思われた ときは、気軽にお声掛けください。

CASE 01

小売業

スーパーマーケットにおける 立ち業務の負担軽減対策

費用の

数万円

株式会社ダイエー南砂町スナモ店(本社東京都)

### 取り組み内容

立って作業を行っていたスーパーマーケットのレジに、 軽く腰を掛けられるイスを設置。

接客の合間など、座っての待機を可能に。

また、お客さまに取り組みを周知するため、レジ周辺に理解を 求めるポスターを掲示している。

### 事業者の声

働きやすい職場を目指している中で、

レジへのイスの設置の取り組みを知り、試験的に導入しました。

最初は座ったままの接客を想定していましたが、レジを通す際は立った方がやりやすいとの声も あり、現在はイスに座るタイミングは従業員個々の判断に任せています。

また、この取り組みをお客さまへ周知したことで、お客さまの目を気にせず、

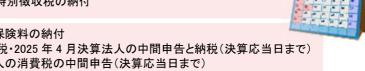
お仕事 カレンダー 12 月

12/10

11月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

2025/1/6

- 11 月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 10 月決算法人の確定申告と納税・2025 年 4 月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)
- 2025 年 1 月・4 月・7 月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで)



### 労務情報

# 《緊急コラム》 年収の壁"103万円"見直しについて

#### 年収の壁とは?

年収の壁の見直しをめぐる議論が本格 化しています。年収の壁とは、税金や社 会保険料の負担が生じることにより、手 取り額が減少する可能性がある年収のボ ーダーラインのことです。そこで今回は いまある「年収の壁」をまとめるととも に、見直し議論が来年の働き方にどのよ うに影響しそうかを考察していきます。

#### ◆100 万円の壁◆

本人の住民税が発生する年収です。

### ◆103 万円の壁◆

本人の所得税が発生する年収です。特に学生は、親の扶養から外れてしまい、 扶養者となっている親の住民税・所得税 の負担が増加することになります。

### ◆106 万円の壁◆ ※月額 88,000 円未満

本人の社会保険料負担が発生する年収 です(※勤務先の従業員数が51名以上の 場合に限る)。

厚生労働省は早ければ来年にも上記壁を撤廃する見通しです。今後は週20時間以上労働すると社会保険に加入しなければならなくなります。なお、勤務先の従業員数が50名以下の場合、106万円の壁自体が存在しないため影響ありません。

#### ◆130 万円の壁◆

本人の社会保険料負担が発生する年収です(※勤務先の従業員数が50名以下の場合に限る)。家族の加入する社会保険の扶養から外れてしまい、今後は自身で社会保険料を支払うことになります。

#### ◆150 万円の壁◆

配偶者特別控除が減り始める年収で す。世帯として所得税・住民税の負担が 段階的に増加することになります。

#### ◆201 万円の壁◆

配偶者特別控除がゼロになる年収で す。世帯として所得税・住民税の負担が 増加することになります。

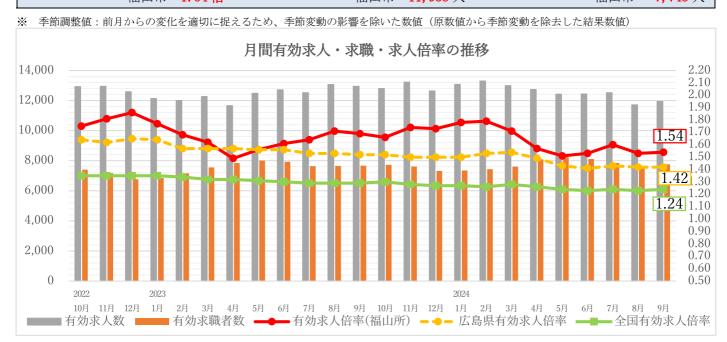
### 来年の見通し

以上のように、一括りに年収の壁と言っても、住民税・所得税・社会保険料が複雑に絡み合っており、その影響についても本人だけにとどまらず、世帯に及ぶものもありますので注意が必要です。

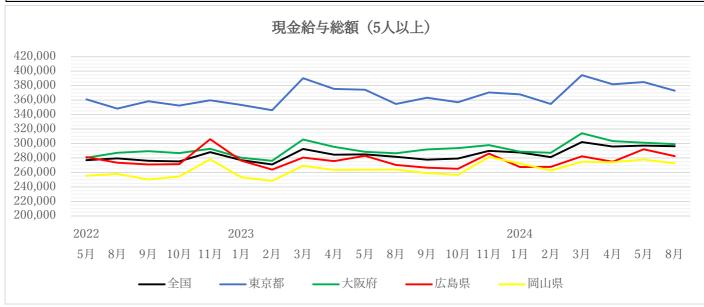
年内にこれらを一体的に見直すのは時間的に難しいと思われます。そのため、仮に 103 万円の壁が 178 万円まで引き上げられたとしても、多くの人は社会保険料が発生する 130 万円未満の年収で働くことになるのではないでしょうか。

### 人事労務の統計指標

労働関係指標(2024年9月) 全国 1.24 倍 全国 2,360,602 人 全国 1,902,916 人 有効求人倍率 広島県 1.42 倍 有効求人数 広島県 63,943 人 有効求職者数 広島県 45,151人 (季節調整値※) 福山市 1.54倍 福山市 11,938人 福山市 7,748 人





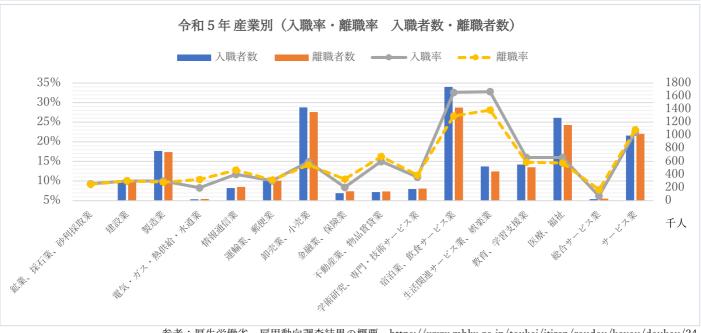


### 人事労務の統計指標

- ○令和5年1年間の**入職者数**は **8,501.2 千人、離職者数**は **7,981.0 千人**で、入職者が離職者を 520.2 千人上回っている。
- 〇年初の常用労働者数に対する割合である入職率、離職率をみると、**入職率**は **16.4%**、離職率は 15.4%で、1.0 ポイントの入職超過となった(前年比 入職率+1.2 ポイント、離職率+ 0.4 ポイント)。



- ○令和5年1年間の労働移動者を主要な産業別にみると、入職者数は「宿泊業,飲食サービス業」が 1,739.0千人と最も 多く、離職者数は「宿泊業,飲食サービス業」が 1,422.7 千人と最も多くなっている。
- 〇一般労働者では入職率「サービス業 (他に分類されないもの)」19.9%、離職率「生活関連サービス業, 娯楽業」20.8%、パートタイム労働者では、入職率「生活関連サービス業, 娯楽業」49.2%、離職率は「生活関連サービス業, 娯楽業」36.9%が最も高くなっている。



参考:厚生労働省 雇用動向調査結果の概要 https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/koyou/doukou/24-

### 歴史探訪

# 日本100名城に行こう vol.6 ~根室半島チャシ跡群~

## 【#1 根室半島チャシ跡群(北海道根室市)】

① 天守 : なし ② 城区分: 山城

③ 築城年:16~18世紀

④ 主な遺構

周壕/土塁 など

今回訪問する名城は、根室半島チャシ 跡群です。日本本土「最東端」に位置し ているので、この名城を訪れるのは非常 に時間を要します。そのため、多くの人 にとっては100名城訪問のラストを飾る 名城になるのではないでしょうか。

所在地の北海道根室市までは飛行機と レンタカーによる旅路です。まずは広島 空港から新千歳空港に向かい、乗り継ぎ で根室中標津空港まで。そこからレンタ カーで根室市へと向かいます。空港から スタンプ設置場所の根室観光協会までは 約80km、時間にして1時間30分の道の りです。根室観光協会では、スタンプ以 外にも「日本本土四極踏破証明書(最東端/納沙布岬)」を交付していますので、 名城関係なく訪問価値があるでしょう。 「チャシ」とは16世紀から18世紀にかけてアイヌが築造した施設です。その多くは、丘陵や海岸に面した断崖上に、自然地形を生かして堀、土塁、盛土で形成された単純な構造をしています。単に戦いのための城砦としてだけでなく、祭祀場、集会場、見張り場としても使用されていたと考えられています。

北海道には約500のチャシ跡が存在し、根室市内で確認されている32ヶ所のうち、24ヶ所が国指定史跡となっています。今回は見学先として整備されている2ヵ所のうち、「ヲンネモトチャシ跡」を訪問しました。海を見下ろす立地にあることから主に「見張り場」のような機能として使用されていたのかもしれません。とにもかくにも日本最果ての城砦というだけで非常に感慨深いものがあります。

余談ですが、ロシアによるウクライナ への軍事侵攻が続く最中に納沙布岬から 「北方領土・歯舞群島」を肉眼で見るこ とができたのは僥倖でした。現在進行形 で日本が不法占拠問題に直面しているこ とを再認識する名城訪問となりました。

(橋本)







(藤井)

### ゆんたくひんたく

街路樹も葉を落とし冬果色と変わる頃となりました。早いもので、本号が今年最後の事務所通信となります。

先日、社員旅行で愛知県入行ってきました。

私は予定の中でも熱田神宮が楽しみでした。熱田神宮は三種の神器の一つ草薙神剣を祀る由緒ある神紅です。新幹線、電車を乗り継いで駅から歩いて向からす。境内に足を踏み入れると、それまでかほうの喧騒とはがらりと変わり、厳かな雰囲気ではありますが心地よく心を落ち着かせてくれます。参拝前後には、日本三大土婦の一つ「信長塀」を見て桶状間の単ないに井氷む信長の気持ちに想心と馳せたり、村齢(000年と言われる大楠が空に向かって大きく枝を伸ばす生命力を肌で感じた倒されたりと貴重な場所で歴史を感じることができました。

そして、厳粛な雰囲気の中で宮きしめんをいただきました。私はきしめんを初めて食べたのですが、うどんともそうめんとも違う食感で、ツルツルと食べることができ、お出汁はかつおのいい香りて"とても美味しかったです。

更に、今回の旅行から御朱印集かを始めました。熱田神宮の御朱印をいただったや一注明〈度に今回の旅行のことが思い出される特別な記念ではなりました。

事務所の皆と旅行することで作事とは違う一面を知ることができたり、一緒に食べ笑かとでより仲良くなれたりととても嬉しかったです。次回の旅行も今から楽しみです。

終わりになりましたが、皆さまには今年も大変的世話になりありがとうございます。来年も皆さまのお役に立てるよう、より一層尽力して参りますのでとうぞよろしくお願いいたします。



### クロウドからのお知らせ

当事務所は、以下の期間、年末年始休暇とさせていただきます。

期間 : 12月28日(土)~1月5日(日)

なお、1月6日(月)から営業させていただきます。

休暇中に頂戴したメール等につきましては、1月6日より順次ご対応させて頂きます。 ご不便をおかけしますが、よろしくお願いします。